

令和5年7月8日

各位

作新台自治会

会長 中田 茂

### 改正後「規約」の回覧について

本年度 定時総会において、個人情報の保護に関する規定を新設したことにより規約の一部（旧規約第7章以降）を改正いたしましたので、改正後「規約」を回覧いたします。

なお、本規約はホームページでもご覧いただけます。また、プリントした「規約」をご希望の方は、班長へお申し出ください。

以上



URL : <https://sakushindaijichikai.jp>

MAIL : [info@sakushindaijichikai.jp](mailto:info@sakushindaijichikai.jp)

# 規 約

作新台自治会

# 作新台自治会規約

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、会員及びその家族の福利増進と文化生活の向上、会員相互の親睦、区域内の生活環境の改善を図り、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等による区域内の住民相互の連絡及び行政機関等からの伝達並びに指示事項の連絡
- (2) 美化・清掃・防犯・防火等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理運営
- (4) その他目的達成に必要な活動

### (名 称)

第2条 本会は、作新台自治会と称する。

### (区 域)

第3条 本会の区域は、別紙「区域の表示」記載のとおり、千葉市花見川区作新台及び同区長作町の一部とする。

### (事務所)

第4条 本会の事務所は、千葉市花見川区作新台3丁目5番27号所在の自治会館に置く。

## 第2章 会 員

### (会 員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人及び事務所、店舗等を有する代表者とする。

### (会 費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、細則に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2.本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退 会)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より細則に定める退会届が会長に提出された場合

### 第3章 役 員

(役員種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- |            |       |
|------------|-------|
| (1) 会 長    | 1名    |
| (2) 副会長    | 2名以内  |
| (3) その他の役員 | 30名以内 |
| (4) 監査役    | 2名以内  |

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2.監査役と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2.副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3.監査役は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長・副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2.補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3.役員、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第4章 総会

(総会種別)

第13条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の二種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会機能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第16条 定時総会は、毎会計年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2.臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監査役から開催の請求があったとき。

(総会招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2.会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3.総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日から14日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上が出席しなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2.前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものと見なす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2.議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監査役を除く役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2. 会長は、役員<sup>2</sup>の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に役員会を招集しなければならない。
3. 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会計が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2.前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監査役の監査を受け、毎会計年度終了後3カ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

## 第7章 個人情報保護

(個人情報の保護)

第36条 本会における個人情報の取扱いに関しては、別紙「作新台自治会個人情報取扱方法」に定める。

## 第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総会員の3分の2以上の議決を得、かつ千葉市長の認可を受けなければ変更することはできない。



(解散)

第38条 本会は、地方自治法第260条第20項の規定により解散する。

2.総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第9章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、細則で別に定め、役員会はその細則を次の総会で報告しなければならない。

## 区域の表示

### 作新台1丁目

13番8号から同番18号まで、20番13号から同番40号まで、21番1号から同番15号まで、22番4号から28番13号まで(但し、26番30号、28番10号を除く)。

### 作新台2丁目

全域(但し、4番30号から同番41号までと、29番、30番を除く)。

### 作新台3丁目

全域

### 作新台4丁目

全域(但し、14番20号、15番12号、16番15号を除く)。

### 作新台5丁目

全域

### 作新台6丁目

13番、14番、15番12号、16番14号から21番20号まで。

### 作新台7丁目

全域

### 長作町

1384番、1384番1号、1422番7号、同番8号、同番10号、同番12号、1630番2号、同番5号。

(別紙)

## 作新台自治会 個人情報取扱方法

令和5年4月23日(定時総会にて議決)

(目的)

第1条 この取扱方法は、作新台自治会(以下「本会」という。)が保有する個人情報についてその適正な取扱いと個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。各会員においても、活動上、知り得た情報を第三者に漏らすことのないよう、また、個人情報が記載された資料を安易に取り扱うことのないよう努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取扱方法は、総会資料等で会員に毎年周知するものとし、新規の会員については書面の提示等により周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会が会の活動を目的として収集する情報は、会員の住所、氏名(家族及び同居人を含む)、性別、電話番号とする。その他の情報については、必要に応じて本人から直接取得するものとする。

(利用)

第5条 取得した個人情報は、次の目的において利用するものとする。

(1) 会員名簿の作成

会員名簿は年度ごとに作成するものとする。

(2) 会員名簿の配付及び回収

会員名簿は役員、地区長(当該地区会員名簿に限定)及び民生委員へ配付するものとする。但し、配付した名簿は年度末に回収するものとする。

(3) 文書の送付や回覧業務

(4) 会費の管理

(5) 千葉市町内自治会事務委託料に関すること

(別紙)

## 作新台自治会 個人情報取扱方法

令和5年4月23日(定時総会にて議決)

(目的)

第1条 この取扱方法は、作新台自治会(以下「本会」という。)が保有する個人情報についてその適正な取扱いと個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。各会員においても、活動上、知り得た情報を第三者に漏らすことのないよう、また、個人情報が記載された資料を安易に取り扱うことのないよう努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取扱方法は、総会資料等で会員に毎年周知するものとし、新規の会員については書面の提示等により周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会が会の活動を目的として収集する情報は、会員の住所、氏名(家族及び同居人を含む)、性別、電話番号とする。その他の情報については、必要に応じて本人から直接取得するものとする。

(利用)

第5条 取得した個人情報は、次の目的において利用するものとする。

(1) 会員名簿の作成

会員名簿は年度ごとに作成するものとする。

(2) 会員名簿の配付及び回収

会員名簿は役員、地区長(当該地区会員名簿に限定)及び民生委員へ配付するものとする。但し、配付した名簿は年度末に回収するものとする。

(3) 文書の送付や回覧業務

(4) 会費の管理

(5) 千葉市町内自治会事務委託料に関する事

(管理)

第6条 取得した個人情報、会長又は会長が指定した役員が保管するものとし、適正かつ厳重に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、会長又は会長が指定した役員立ち合いのもとで適正に廃棄するものとする。

3 個人情報を取扱う業務を委託する場合は、委託先を適切に監督するものとする。

(提供)

第7条 取得した個人情報は、次に掲げる場合を除き、本人の同意を得なく第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人命にかかわる場合で本人から同意を得るのが困難なとき

(提供に係る記録の作成)

第8条 取得した個人情報を第三者に提供したときは、提供年月日、提供先の氏名又は名称、提供した個人情報の概要を記録し、保管するものとする。

(開示・訂正・利用停止等)

第9条 会員は、本会に対し、本会が取得した会員自身の個人情報の開示を請求できる。

2 会員は、本会が取得した会員自身の個人情報の内容が事実ではないときは、訂正を請求できる。

3 会員は、本会が個人情報を利用する必要がなくなった場合、重大な漏えい事案が発生した場合、又は会員の権利利益が害されるおそれがある場合には、利用停止、データの消去、第三者への提供の停止を請求できる。

(苦情対応)

第10条 本会は、会員からの本会が取得した個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。